業務方法書について

登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）は、社会福祉士及び介護福祉士法省令第26条の3第1項第6号により、登録基準の事項について記載した喀痰吸引等業務に関する書類を作成することと規定されています。この書類を業務方法書といい、事業者登録の申請時に登録適合書類の添付書類の一つとして県に提出する必要があります。

●業務方法書とは

当該事業所における喀痰吸引等業務に関する関係者や関係機関等の具体的な内容について文書化し共有することで、一定程度以上の提供業務に関する基準を整備し、安全かつ適正な提供体制の確保を図るもの

●登録適合書類の要件について定めるべき項目

①喀痰吸引等の提供体制に関すること

○具体的な連携体制及び役割分担に関すること（省令第26条の3第1項第2号）

　※関係機関の名称、関係者の氏名及び役職等を含むこと

　※情報共有の方法、定期的な状態確認の方法等それぞれの状況に応じた役割分担の明確化を含むこと

○具体的な安全体制に関すること（省令第26条の3第2項から第5号まで）

　　・安全委員会の設置・運営に関すること

　　　※安全委員会の設置規定、構成員一覧、その他実施計画など委員会の運営に関する資

料を含むこと

　　・実践的な研修会に関すること

　　　※研修内容を含んだ具体的な研修計画を含むこと

　　・ヒヤリ・ハット等の事例の蓄積及び分析に関すること

　　　※実施の目的、ヒヤリ・ハット等の事例の収集法法や報告様式、具体的な分析体制等を含むこと

　　・備品及び衛生管理に関すること

　　　※備品一覧、衛生管理に関する規定、感染予防及び感染症発生時の対応マニュアル等を含むこと

　○秘密保持に関すること（省令第26条の3第2項第7号）

　　※対象者への説明手順等に関する施設又は事業所内の取り決め等を含むこと

②喀痰吸引等業務の手順に関すること

　○医師の文書による指示に関すること（省令第26条の3第1項第1号）

　　※当該施設又は事業所において使用する指示書様式、具体的な指示の手順等を示した記載要領の整備等を含むこと

　○具体的な計画作成に関すること（省令第26条の3第1項第3号）

　　※当該施設又は事業所において使用する喀痰吸引等計画書様式、計画承認のプロセスに関する規定、計画変更・見直しの頻度等に関する取り決め等を含むこと

○具体的な報告手順に関すること（省令第26条の3第1項第4号）

　　※当該施設又は事業所において使用する喀痰吸引等実施状況報告書様式、報告頻度や報告の手順等に関する取り決め等を含むこと

○対象者の同意に関すること（省令第26条の3第2項第6号）

　※同意に要する様式、同意を得るための具体的な説明手順、同意を得た旨の証明に関する取り決め等を含むこと

○具体的な急変時の連絡手順に関すること（省令第26条の3第1項第5号）